

(別紙)

### 新規告示対象物質一覧

新規告示対象物質		汚染分類 ※	混合物 係数	備考	
MEPC.2/Circ.14 の英名	和訳案				
1	Alcohols (C12+),primary,linear	直鎖脂肪族アルコール(炭素数が十九以上のもの及びその混合物に限る。)	Y	100	※1
2	Glycerol ethoxylated	グリセリンエトキシラート	OS	0	
3	Sodium bicarbonate solution(less than 10%)	炭酸水素ナトリウム溶液(濃度が十重量パーセント未満のものに限る。)	OS	0	
4	Ethoxylated tallow amine (>95%)	エトキシ化タローアミン(濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。)	X	1000	※2
5	3,5-bis (1,1-dimethylethyl)- 4-hydroxybenzenepropanoic acid, (C7-C9)branched alkyl esters	三ー(三・五ージーターシャリーブチルー四ーヒドロキシフェニル)プロピオン酸アルキルエステル(アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。)	Y	10	※3

※汚染分類：物質の有害性を評価したもので、X～Z類(有害性:X>Z)、OS(有害でない物質)の4種類で評価される。

※1 : 海防法施行令に規定する物質(Y 類(172) 直鎖脂肪族アルコール(炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。))と一部重複する。重複部分は政令で定める国際バルクケミカルコードの汚染分類等が優先するため、重複しない部分について今回新たに告示で定めることとする。

※2※3 : 海防法第9条の6第3項の規定に基づき平成19年7月環境省告示第48号にて環境大臣が査定した物質と同物質であることから、同告示を廃止する予定である。